

資料提供(投げ込み) 令和元年5月28日(火)	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
環境部 環境保全課 (電話059-229-3398)	環境保全課長 西川 直希

## 風力発電事業に係る環境影響評価方法書に対する 環境の保全の見地からの津市長意見について

### 1 経緯

株式会社グリーンパワーインベストメントが、本市の美里地域及び芸濃地域並びに伊賀市の地域において、(仮称)平木阿波ウインドファーム事業及び(仮称)ウインドファーム津芸濃事業として計画する風力発電事業(以下「本事業」という。)について、同社が環境影響評価法に基づく環境アセスメントの手続を行っているところ、三重県知事から本市に対して(仮称)平木阿波ウインドファーム事業については平成31年3月28日付けで、(仮称)ウインドファーム津芸濃事業については同年4月17日付けで、これらの事業に係る環境影響評価方法書に対する意見照会がありましたので、令和元年5月27日付けで別紙1のとおり回答しました。

### 2 事業者

東京都港区赤坂一丁目11番44号赤坂インターシティ3階  
株式会社グリーンパワーインベストメント

### 3 対象事業

#### (1) (仮称)平木阿波ウインドファーム事業

最大発電出力 24,000KW(3,000KW級×8基程度)  
実施区域の面積 約151.4ha  
(津市:約92.0ha、伊賀市:約59.4ha)

ブレード上端高 約145m

#### (2) (仮称)ウインドファーム津芸濃事業

最大発電出力 48,000KW(3,000KW級×16基程度)  
実施区域の面積 約291.7ha  
(津市:約289.7ha、伊賀市:約2.0ha)

ブレード上端高 約145m

### 4 環境影響評価法に基づく環境アセスメントの手続

#### (1) 環境アセスメントとは

開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からより良い事業計画を作り上げていく制度です。

#### (2) 本事業に係る環境アセスメント手続のフロー

別紙2のとおり

(3) 本事業に係る環境アセスメント手続のこれまでの経過

(仮称) 平木阿波ウインドファーム事業	(仮称) ウインドファーム津芸濃事業
(配慮書の手続) 平成30年 3月9日から4月9日まで 配慮書の縦覧 4月13日 津市長から三重県知事へ意見送付 5月8日 三重県知事から事業者へ意見送付 (方法書の手続) 平成31年 1月11日から2月26日まで 方法書の縦覧 2月6日から同月8日まで 事業者による方法書の説明会 3月28日 三重県知事から津市長へ意見照会 令和元年 5月27日 津市長から三重県知事へ意見の回答	(配慮書の手続) 平成30年 9月10日から10月9日まで 配慮書の縦覧 10月12日 津市長から三重県知事へ意見送付 11月9日 三重県知事から事業者へ意見送付 (方法書の手続) 平成31年 1月29日から3月14日まで 方法書の縦覧 2月6日から同月8日まで 事業者による方法書の説明会 4月17日 三重県知事から津市長へ意見照会 令和元年 5月27日 津市長から三重県知事へ意見の回答

(4) 今後の環境アセスメント手続

三重県知事は、本市の意見を勘案して、環境の保全の見地から経済産業大臣に意見を述べます。経済産業大臣は、当該三重県知事の意見を勘案して方法書を審査し、環境の保全について適正な配慮がなされることを確保するために必要があると認めるときは、事業者に対し必要な勧告を行います。

**（仮称）平木阿波ウインドファーム事業及び（仮称）ウインドファーム津芸濃事業に係る環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見**

今般、株式会社グリーンパワーインベストメントにより計画された（仮称）平木阿波ウインドファーム事業及び（仮称）ウインドファーム津芸濃事業の両事業（以下「本事業」という。）は、ブレード上端高約145メートル、出力3,000キロワット級の発電機が24基程度設置される最大総出力72,000キロワットが想定された風力発電事業である。

風力発電については、地球環境の持続可能性に対する国際的な危機感が高まる中、太陽光発電などとともに温室効果ガスの排出抑制に寄与する再生可能エネルギーであることから、地球温暖化対策の有効な手段のひとつとして我が国を含め世界各国でその導入が進められているものであり、本市においても、地球温暖化対策に貢献すべく、環境への負荷の少ない社会形成を目指し、豊富な地域資源や特性を活かした再生可能エネルギーの普及を促進しているところである。

本事業が計画されている地域は、従来、スギ、ヒノキなどの造林が盛んに行われてきた森林地帯であるが、昭和後期から依然として長引く林業の低迷や、高齢化を伴う人口減少により林業の後継者が不足し、間伐等森林の手入れが将来にわたり十分に行われないことが懸念される状況にある。このことから、対象事業実施区域の周辺地域の中には、地元地域の声として、本事業が実施されることにより、土地の有効活用が図られ将来にわたり周辺森林が維持管理されることに期待が持てること、また、工事用道路や維持管理用道路が開設されることで地域の林業活動への活用が期待できること、さらには、これらに伴い地域の活性化が期待できることなどから、本事業の実施を地域の維持発展の好機と捉え本事業に賛成する声がある。

一方、対象事業実施区域の周辺には、東側に近接して地域のランドマークとなっている経ヶ峰があり、対象事業実施区域を含む経ヶ峰周辺の山並みは、津市景観計画において、景観形成方針を「雄大で美しい森林景観の保全に努め、これらの山並みへの眺望の保全や調和を大切にした景観形成を図る」とする山地景観ゾーンの森林景観として位置づけており、麓に広がる平野部では多くの小中学校で、その雄大で美しい森林景観が校歌に詠み込まれるなど、市民にとって思い出深い少年時代の記憶とともに心に刻まれる風景となっている。また、『安濃町史』には、経ヶ峰を取り巻くように、山腹には古い寺院跡や伝承があり、経ヶ峰そのものが信仰の対象となっていたとも考えられているとの記載があるなど、経ヶ峰の自然や風景を求め、四季を通じて市内外から多くの登山愛好家などが訪れる地域の観光資源となっている。このことから、経ヶ峰周辺における本事業計画に対しては、

環境影響評価法の手続における住民等の意見の中で、経ヶ峰の自然環境への影響を懸念する多くの意見が出されているほか、「事業者の説明が不十分である」「事業者の対応に不満がある」といった意見が上がっており、これらの声が高まり、広がってきた中で、令和元年5月17日には対象事業実施区域の周辺住民らをはじめ市内外の経ヶ峰の自然を親しむ者らから津市長に対して、12,670筆を超える署名により「経ヶ峰の自然・環境・景観を守るための要望書」が提出されるなど、その心の風景とされる経ヶ峰への極めて重大な影響を危惧する声が非常に多く寄せられている状況にある。また、事業者と地域住民等とのコミュニケーションが今後も十分に図られない中においては、これらの反対意見は益々増加していく傾向にもあると思われる。

これらのおり、風力発電事業は、元来、地球温暖化対策に寄与する再生可能エネルギーの発電事業である中、本事業に対しては、その計画された場所により、地元地域の将来の維持発展を望まれる切実な賛成意見があることや、経ヶ峰の自然・景観への深い思い入れを抱かれている非常に多くの方々からの反対意見があることなど、様々な立場の方々の様々な意見があることから、このことを十分踏まえた上で、環境の保全の見地から次のとおり本事業に係る環境影響評価方法書に対する意見を述べる。

## 1 総論

- (1) 本市は、住民に最も近い基礎自治体として地域に密着した環境づくりを進める重要な役割を担う中、本事業計画に対しては、周囲から経ヶ峰を望む眺望景観において、風車が経ヶ峰の山稜線を分断する可能性などがあることや、経ヶ峰から対象事業実施区域方向への眺望景観において、風車の垂直見込角が非常に大きくなる可能性があることなど、経ヶ峰の眺望景観に極めて重大な影響を及ぼすものと考えられる状況や、環境影響評価における重要な関係者である地域住民の中に本事業の実施を懸念する非常に多くの声がある状況下においては、再生可能エネルギーの普及促進や地球温暖化対策の推進のほか、森林区域における土地の有効活用や地域の活性化などの観点から有用な事業であることを勘案しても、環境保全の見地から本事業計画を是認できるものではない。

このことを踏まえ、事業者は、経ヶ峰の眺望景観に及ぼす極めて重大な影響について、最大限の努力をもって原則回避すること。

なお、経ヶ峰の眺望景観に関する調査、予測及び評価に係る具体の意見は、2各論(8)景観に後述する。

(2) 環境影響評価方法書では、設置する風力発電施設の規模や配置等が確定していないことから、これらを可能な限り詳細かつ明確にした上で、それを踏まえた調査、予測及び評価を実施すること。なお、環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に影響を与える新たな事情が生じた場合には、必要に応じてこれらの見直し等を行うこと。

また、事業者は、本事業計画に関し、地域住民らの不安を真摯に受け止め、最大限の努力をもって丁寧な事業説明を行うこと。

(3) 環境影響の予測については、専門家等からの助言並びに管理者、利用者、地域住民及び関係団体等の意見を踏まえ、入手できる最新のデータや知見に基づき行うとともに、できる限り定量的な手法を用いること。

(4) 対象事業実施区域周辺には、現在計画中のものを含め、本事業と同様の風力発電事業が複数確認されており、これらとの累積的な環境影響が懸念される。このことから、稼働中及び計画中の風力発電施設等のうち、本事業との累積的な環境影響が懸念されるものについては、他事業者と可能な限り情報を共有し、環境影響評価に反映させること。

(5) 調査、予測及び評価の結果、経ヶ峰への眺望景観や各論に後述する項目の他にも重大な環境影響が認められ、これを回避又は十分に低減しがたい場合は、事業実施を再検討することを含め、あらゆる選択肢を勘案して事業計画の見直しを検討すること。

(6) 本事業において、風車敷の造成や工事用道路の新設など土木工事による地形の改変面積が大きくなることが予想されることから、地形の改変箇所の決定にあたっては、地形の改変面積を極力最小限にするなど、環境への負荷を低減するよう検討すること。また、工事の影響については、事前の調査をもとに慎重に検討すること。

(7) 環境影響評価法第8条第1項に基づき環境の保全の見地からの意見を有する者から提出のあった方法書に対する意見書（以下「方法書に対する住民等からの意見書」という。）には、送電設備についても環境影響評価が必要との意見が寄せられている。対象事業実施区域及びその周辺は自然度が高い地域であり、送電設備の設置に係る開発行為においても動植物や景観等に及ぼす

影響が非常に大きいと考えられる。

このことから、今回の事業に付帯する送電設備の位置及び既存送電線までの経路を可能な限り明確にし、これらの影響について調査、予測及び評価を実施すること。

## 2 各論

### (1) 大気質

対象事業実施区域周辺及び工事関係車両の主要な走行ルート周辺には、住居地域が存在していることから、工事の実施（工事用資材等の搬出入、建設機械の稼働）等により周辺住民の生活等に影響が及ぶことがないように、十分な調査、予測及び評価を行うこと。

### (2) 騒音及び低周波音の影響

ア 方法書に対する住民等からの意見書には、騒音及び低周波音（以下「騒音等」という。）による影響を懸念する意見が多く寄せられている。このことを踏まえ、今回の造成工事等の施工、工事用資材の輸送や施設の稼働による騒音等が地域住民の生活に影響が及ぶことのないよう、十分な調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果、重大な環境影響が認められるときは、風力発電施設の機種や適正な配置の見直しなどあらゆる選択肢を勘案して事業計画を検討し、これらの影響を回避又は極力低減すること。

イ 対象事業実施区域及びその周辺は、元来、静穏な地域であることを踏まえ、施設の稼働による騒音の評価に当たっては、環境省が平成29年5月26日に公表した「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」及び「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」の内容を参考に、季節に留意しながら調査、予測を行い、風力発電施設の機種や適正な配置の検討を含め、影響が回避又は十分に低減されるかどうかの観点から評価を行うこと。

### (3) 水質

ア 土地の改変や森林伐採による植生の変化等により水環境への影響が懸念される。特に、当該事業実施区域は、津市水道水源保護条例に基づく水源保護地域、三重県水源地域の保全に関する条例に基づく特定水源地域、森林法に基づく水源かん養保安林が存在するなど、当該地域の森林は、地域社会にとって土砂災害・水害の防止、水源の涵養、環境の保全を図る上で極めて重要な役割を有している。このことから、綿密な調査、予測及び評価

を実施し、その結果、重大な環境影響が認められる場合は、あらゆる選択肢を勘案して事業計画の見直しを検討すること。

イ 事業実施区域の流域及び下流にある長野川及び中出川は、津市の水道水源として利水しており、これらを水源とする片田浄水場や美里平木浄水場では、造成等の施工による濁水によって浄水場の運転管理に影響を及ぼす恐れがある。このことから長野川及びその支川における水質調査において、調査期間を平水時及び降雨時に豊水時を加え、また調査項目に水道水水質基準項目である pH、色度及び濁度も追加し、施設の運転管理に影響が及ぶことがないように、十分な調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果、重大な影響が認められるときは、あらゆる選択肢を勘案して事業計画の見直しを検討すること。

ウ 対象事業実施区域北側に近接する安濃ダムは、農業用水利施設として平成元年から供用開始され、中勢地域の農業振興に欠かせない役割を担っているが、供用開始後 21 年間で土砂流入による機能低下が生じ、平成 24 年度から国営施設保全事業として、堆砂対策に取り組んでいただいている状況にある。

当該事業実施に伴う造成等の施工による影響、地形改変による影響、植生の変化など事業によって生ずる土壌流亡が少なからず安濃ダムの機能低下に及ぼす影響が懸念される。このことから綿密な調査、予測及び評価を実施したうえで環境保全措置を検討し、安濃ダムの機能低下に及ぼす影響を原則回避すること。

エ 上記ア、イ、ウに示す調査、予測及び評価に当たっては、近年増加している集中豪雨の傾向を十分踏まえ実施すること。

#### (4) 地形及び地質

ア 方法書に対する住民等からの意見書には、本事業の実施による地形及び地質への影響を懸念する意見が多く寄せられている。

対象事業実施区域及びその周囲には、「土石流危険渓流および土石流危険区域調査要領(案)」等に基づく土石流危険渓流等が存在しており、また「山地災害危険地区調査要領」に基づく崩壊土砂流出危険区域が存在していることから、調査の範囲を対象事業実施区域に最も近い集落である平木地区近くまで広げるなど住民の日常生活圏に関わる範囲まで綿密な調査、予測及び評価を実施すること。また、その結果、重大な土砂災害のリスクが認められるときは、あらゆる選択肢を勘案して事業計画の見直しを検討すること。

イ 上記アに示す調査、予測及び評価に当たっては、近年増加している集中

豪雨の傾向を十分踏まえ実施すること。

ウ 工事関係車両等の走行ルートとして県営林道経ヶ峰線を使用する場合は、当該林道の工事や管理方法等について管理者である津市と協議を行うこと。

#### (5) 風車の影

施設の稼働に伴う風車の影に係る影響について、周辺住民の生活等に影響が及ぶことがないように、十分な調査、予測及び評価を行い、影響が懸念される場合は環境保全措置を講ずること。

#### (6) 動物

事業実施区域及びその周辺は、希少猛禽類であるクマタカの生息が確認されているほか、サシバ及びハチクマ等の渡り経路となっている可能性があり、本事業の実施により、繁殖効率の低下、風力発電施設への衝突事故及び移動経路の阻害など鳥類への重大な影響が懸念される。このため、風力発電施設の配置等の検討に当たっては、当該地域における鳥類の生息状況に精通した専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえた環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

また、コウモリ類については津市美里町平木の隧道がコウモリ類の繁殖地として広く知られており、林道部分の改変等による影響が懸念される。このことから、コウモリ類の生息状況に精通した専門家等からの助言を踏まえ適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえた環境保全措置を講ずることにより、コウモリ類への影響を回避又は極力低減すること。

さらには、対象事業実施区域周辺の中山間地域では、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル等による農作物への被害が多く発生している状況であり、方法書に対する住民等からの意見書においても、事業の実施に伴う獣害被害の増加を懸念する声が多数寄せられている。このことからニホンジカ、イノシシ、ニホンザル等の行動圏及び動向を踏まえた調査を行い、工事中及び供用開始後の集落等への影響についても調査、予測及び評価を実施すること。

#### (7) 植物及び生態系

事業実施区域は、森林法に基づき指定された水源かん養保安林が広く分布している。方法書に対する住民等からの意見書には、当該事業の実施に伴い、これら保安林の指定が解除されることによる自然環境のまとまりの場への影響を危惧する意見が多く寄せられている。



このことから風力発電施設の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ適切な調査、予測及び評価を行い、事業の実施に伴う影響を回避又は極力低減すること。

#### (8) 景観

本事業の実施に伴っては、周囲から経ヶ峰を眺望する景観や経ヶ峰から対象事業実施区域方向を眺望する景観に対して、風力発電施設が大きな支障となり、極めて重大な影響を及ぼすことが懸念される。

このことから、眺望景観の調査、予測及び評価に当たっては、経ヶ峰が校歌に詠み込まれている多くの小中学校や多くの市民等が利用する経ヶ峰ハイキングコースも調査地点とすること。また、これらの選定に当たっては専門家等からの助言のほか、登山者や住民等の意見を踏まえ選定した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行うこと。

その結果、経ヶ峰への眺望景観において風力発電施設が主要な眺望方向に介在し、または垂直見込角が過大となり、あるいは経ヶ峰の山稜線を分断するなど経ヶ峰への眺望景観に極めて重大な影響を及ぼす場合は、これらの影響について最大限の努力をもって原則回避すること。

また、経ヶ峰から対象事業実施区域方向への眺望景観において風力発電施設の垂直見込角が過大となる場合など、経ヶ峰の眺望景観に極めて重大な影響を及ぼす場合は、これらの影響について回避又は極力低減すること。

なお、経ヶ峰への眺望景観に及ぼすこれら極めて重大な影響を回避又は十分低減できない場合は、同影響を及ぼす可能性のある範囲における本事業の実施について再検討することも含め、あらゆる選択肢を勘案して事業計画の見直しを検討すること。

#### (9) 人と自然との触れ合いの活動の場

対象事業実施区域に近接する経ヶ峰は、年間1万2千人にも及ぶ登山客が訪れるなど市民に親しまれる観光資源となっており、また周囲には錫杖湖、錫杖ヶ岳などのレジャースポットや石山観音、長野氏城跡など歴史を感じる観光資源が多数存在する。本事業の実施により風力発電施設が「山の癒し」を求める経ヶ峰登山者らに対して圧迫感や威圧感を与えるなど、人と自然との触れ合いの活動の場として重大な影響が懸念される。また、方法書に対する住民等からの意見書には、当該環境影響評価方法書において記載されていない経ヶ峰ハイキングコースが存在することも指摘されている。このことか

ら、登山者等の利用者からも聞き取りを行うなど利用状況等に関する調査及び予測を行い、事業の実施による影響を評価するとともに、重大な影響がある場合、あらゆる選択肢を勘案して事業計画の見直しを検討し、これら重大な影響を回避又は極力低減すること。

(10) 歴史、文化

対象事業実施区域には、周知の埋蔵文化財包蔵地等は確認されていないが、その周辺の経ヶ峰の山麓には中世の寺院跡が分布している状況にある。また、地域のシンボルと捉えられている経ヶ峰自体も、その名称の由来が山頂に経典を納めたことに因むと言われている。これらのことから、今後、環境影響評価法の手続における調査や造成等の工事の際には注視し、埋蔵文化財の存在が確認された場合には、津市教育委員会に速やかに報告するとともに文化財保護法に基づく措置を講ずること。

## 本事業に係る環境アセスメント手続のフロー

